

家畜伝染病予防法第 36 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣の指定するものを定める
件の一部改正案についての意見・情報の募集について

令和 8 年 8 月 4 日
農林水産省消費・安全局

この度、「家畜伝染病予防法第 36 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣の指定するものを定める件の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

本件について、広く国民の皆様から意見・情報を募集し、提出していただいた意見・情報を考慮した上で、本省令の改正内容を決定することを目的として行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

- (2) 農林水産省消費・安全局動物衛生課において配布

3 意見・情報の提出方法

- (1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

- (2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省消費・安全局動物衛生課

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。

なお、これらの個人情報、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和8年8月4日～令和8年9月3日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

① 改正概要

② 家畜伝染病予防法第36条第1項第1号の農林水産大臣の指定するものを定める
件の一部改正案（新旧対照表）